

大和市告示第94号

大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱を次のように定める。

令和元年9月30日

大和市長 大木 哲

大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、造血幹細胞移植、がん治療等に係る医療行為（以下「造血幹細胞移植等医療行為」という。）により既に受けた予防接種による感染症への予防効果が期待できなくなり、かつ、再接種が必要である者が当該予防接種の再接種を受けた場合に、その費用の全部又は一部を予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象予防接種の種類)

第2条 助成の対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、次の各号のいずれにも該当する予防接種を受けた者が、当該予防接種の再接種として受けるものとする。

- (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第2項に規定するA類疾病に関する予防接種であること。
- (2) 当該者に対する造血幹細胞移植等医療行為が行われる前に受けた法第5条第1項の規定により行われた予防接種であること。

(被接種者)

第3条 助成対象予防接種の対象者（以下「被接種者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成対象予防接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第54条の規定により仮放免されて本市に居住している者
- (2) 助成対象予防接種を受ける日において20歳に達していない者
- (3) 造血幹細胞移植等医療行為により、既に受けた予防接種による感染症への予防効果が期待できなくなり、かつ、再接種が必要であると医師に診断された者

(助成の対象者)

第4条 助成金を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、被接種者の保護者（法第2条第7項に規定する保護者又は現に被接種者を養育している者をいう。以下同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、被接種者が成年に達している場合にあつては、助成対象者は被接種者とする。

(助成額)

第5条 助成の額は、接種した助成対象予防接種の種類に応じて、当該助成対象予防接種について実際に要した費用又は別表第1に定めるそれぞれの限度額のいずれか低い方の額とする。

(予防接種の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、被接種者が助成対象予防接種を受ける前に大和市任意予防接種依頼申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 大和市特別の理由による任意予防接種費用助成に関する理由書
- (2) 造血幹細胞移植等医療行為が行われる前に助成対象予防接種を受けていたことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(任意予防接種依頼書の交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、大和市任意予防接種依頼書及び予防接種予診票を申請者に交付するものとする。

(受診方法等)

第8条 申請者は、被接種者が助成対象予防接種を受ける際に、当該助成対象予防接種を実施する医療機関（以下単に「医療機関」という。）に大和市任意予防接種依頼書及び予防接種予診票を提出するものとする。

2 申請者は、助成対象予防接種に要する費用を医療機関に支払うものとする。

(助成金の申請)

第9条 申請者は、被接種者が助成対象予防接種を受けた日から起算して1年以内に大和市任意予防接種助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該助成対象予防接種の費用を支払ったことを証する書類（接種した予防接種の名称が明記されているものに限る。）
- (2) 当該助成対象予防接種の予防接種予診票（医療機関に提出し、接種後返却されたもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定した上で、大和市任意予防接種助成金交付決定通知書又は大和市任意予防接種助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに大和市任意予防接種助成金交付請求書により市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときには、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、第10条の規定による助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 適用日から施行日の前日までの間に実施された助成対象予防接種に対するこの要綱の規定の適用については、第9条中「申請者」とあるのは「平成31年4月1日から令和元年9月30日までに助成対象予防接種を受けた被接種者の保護者（被接種者が成年に達している場合にあつては、当該被接種者）」と、同条第2号中「予防接種予診票」とあるのは「第6条第1号及び第2号に掲げる書類」と、第10条及び第11条中「申請者」とあるのは「平成31年4月1日から令和元年9月30日までに助成対象予防接種を受けた被接種者の保護者（被接種者が成年に達している場合にあつては、当該被接種者）」と、別表第1限度額の欄中

「

9, 273円
7, 843円
7, 018円
8, 602円
7, 172円

「

9, 039円
7, 635円
6, 825円
8, 380円
6, 976円

6, 3 4 7円
7, 6 3 4円
6, 2 0 4円
5, 3 7 9円
5, 1 2 6円
1 3, 1 8 9円
1 1, 7 5 9円
1 0, 9 3 4円
9, 2 2 9円
7, 7 9 9円
6, 9 7 4円
9, 2 2 9円
7, 7 9 9円
6, 9 7 4円
9, 4 9 3円
8, 6 6 8円
9, 7 3 5円
8, 3 0 5円
7, 4 8 0円
1 2, 3 9 7円
1 0, 9 6 7円
1 0, 1 4 2円
1 3, 7 9 4円
1 2, 3 6 4円
1 1, 5 3 9円
9, 0 9 7円

とあるのは

6, 1 6 6円
7, 4 3 0円
6, 0 2 6円
5, 2 1 6円
4, 9 6 8円
1 2, 8 8 4円
1 1, 4 8 0円
1 0, 6 7 0円
8, 9 9 6円
7, 5 9 2円
6, 7 8 2円
8, 9 9 6円
7, 5 9 2円
6, 7 8 2円
9, 2 5 5円
8, 4 4 5円
9, 4 9 3円
8, 0 8 9円
7, 2 7 9円
1 2, 1 0 6円
1 0, 7 0 2円
9, 8 9 2円
1 3, 4 7 8円
1 2, 0 7 4円
1 1, 2 6 4円
8, 8 6 6円

とし、第6条から第8条第1項まで

8, 272円
12, 463円
11, 638円
16, 918円

8, 056円
12, 171円
11, 361円
16, 545円

の規定は適用しない。

別表第1（第5条関係）

助成対象予防接種の種類	対象年齢	限度額
結核（BCG）	3歳未満	9,273円
	3歳以上6歳未満	7,843円
	6歳以上	7,018円
B型肝炎	3歳未満	8,602円
	3歳以上6歳未満	7,172円
	6歳以上	6,347円
ジフテリア・百日せき・破傷風（DPT又はDT）	3歳未満	7,634円
	3歳以上6歳未満	6,204円
	6歳以上	5,379円
ジフテリア・破傷風（DT）	20歳未満	5,126円
麻しん・風しん（MR）	3歳未満	13,189円
	3歳以上7歳未満	11,759円
	7歳以上	10,934円
麻しん	3歳未満	9,229円
	3歳以上7歳未満	7,799円
	7歳以上	6,974円
風しん	3歳未満	9,229円
	3歳以上7歳未満	7,799円
	7歳以上	6,974円
水痘	6歳未満	9,493円
	6歳以上	8,668円
日本脳炎	3歳未満	9,735円
	3歳以上6歳未満	8,305円
	6歳以上	7,480円

急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	3歳未満	12,397円
	3歳以上6歳未満	10,967円
	6歳以上	10,142円
ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風（4種混合）	3歳未満	13,794円
	3歳以上6歳未満	12,364円
	6歳以上	11,539円
H i b 感染症	6歳未満	9,097円
	6歳以上	8,272円
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	6歳未満	12,463円
	6歳以上	11,638円
ヒトパピローマウイルス感染症	20歳未満	16,918円

備考 この表において「対象年齢」とは、被接種者が助成対象予防接種を接種した日における年齢をいう。

別表第2（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市任意予防接種依頼申請書	第6条
第2号様式	大和市特別の理由による任意予防接種費用助成に関する理由書	第6条
第3号様式	大和市任意予防接種依頼書	第7条及び第8条
第4号様式	予防接種予診票	第7条及び第9条
第5号様式	大和市任意予防接種助成金交付申請書	第9条
第6号様式	大和市任意予防接種助成金交付決定通知書	第10条
第7号様式	大和市任意予防接種助成金不交付決定通知書	第10条
第8号様式	大和市任意予防接種助成金交付請求書	第11条